Subject: Re [redacted] 委託(令和５年度４月分)の支払い遅延に関して
From: [redacted]
Date: 2023/06/19 8 25
To: [redacted] metro.tokyo.jp
CC: [redacted] metro.tokyo.jp, [redacted]

東京都環境局[redacted]様

[redacted]です。
様式1-5については、4/3に提出した資料の通りです。
個人情報保護の教育に係る提出書類も4/1にするように主張されていますが、管理主体は東京都ですので、東京都側従事者の4/1(土)の当時の担当者：[redacted]様の教育記録を開示ください。
様式7-8については、立ち合い消去確認するときの様式のようですが、4/30に[redacted]様は当社に来ておりません。
データ消去について、「履行期限内に委託業務を終えて」とありますが、標準特記仕様書では、「契約履行完了後」とされておりますので、仕様書に基づかない主張でです。
以上、ご確認ください。

[redacted]

On 2023/06/16 15:35, [redacted].metro.tokyo.jp wrote:

[redacted]

[redacted]様

[redacted]様

お世話になっております。

東京都環境局の[redacted]です。

支払い手続きにつきまして、お時間をいただいており、誠に申し訳ありません。

また、書類につきましては、確かにご提出いただいていて私の手元にございます。

再度データでいただきまたこと、お手数をおかけしてしまいすみませんでした。

委託契約の支払い手続きの流れといたしまして、

委託内容が仕様書に基づいて履行されたことを書類上で確認した上で、支払いを行うこととなっております。

そのため、まずは委託内容が仕様書に基づいて委託期間に履行された旨の書類を揃えていただく必要があります。

具体的には、４月１日には業務体制を整えて業務を開始し、４月３０日にはデータの廃棄までの履行を完了した旨

報告をお願いしているところです。

４月１日・２日にも、何かあった際には、[redacted]様にご対応いただける体制であることが書類上確認できる必要があります。

繰り返しのお願いになり大変恐縮ですが、下記ご対応いただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

下記書類にて４月１日に仕様書にある体制が整っていた報告をお願いしております。

委託着手時にご提出いただいた参考様式１～５につきましても提出日及び下記の日付を４月１日付けに変更をお願いいたします。

*参考様式１　個人情報等の取扱いに関する確認日 *

*参考様式２　参考様式１による遵守事項等の確認　実施日 *

*参考様式３　業務従事者全員への教育及び研修の実施日 *

*参考様式４　個人情報の取扱いに関する点検表　記入日 *

*参考様式５　業務従事者全員への遵守事項の周知実施日 *

こちらを４月１日付けで提出いただくことで、４月１日から体制を整えていただいたことを書類上で確認いたします。

また、参考様式４につきましては、

「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」

３業務従事者への遵守事項の周知

（1）受託者は、この契約の履行に関する人種事項について、受託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。

（2）受託者は、（1）の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

とありますとおり、ご提出いただいている[redacted]様の点検表の他に、*[redacted]様の点検表もご提出いただくようお願いいたします。*

さらに、以下の書類については、データの消去までを４月３０日までにしていただく契約内容となりますので、

提出日及び消去の日付を４月３０日としていただくようお願いいたします。

・参考様式７　個人情報削除の事前申請（提出は４月30日以前の日付、削除実施日は４月30日としてください）

・参考様式８　消去破棄の結果報告（提出及び削除実施日を４月30日としてください）

・[redacted]委託（令和５年４月分）の履行完了に伴う標準特記仕様書遵守状況の報告について

・データ消去作業報告書

こちらを４月30日付でご提出いただくことで、履行期限内に委託業務を終えていただいたことを書類上で確認いたします。

Re [redacted] 委託(令和５年度４月分)の支払い遅延に関して

以上の書類にて仕様書に基づいた業務の履行を確認してから、支払いの手続きをする流れとなっております。

恐れ入りますが、ご対応いただきますよう、お願いいたします。

東京都環境局[redacted]

[redacted]

-----Original Message-----
From: [redacted]
Sent: Friday, June 16, 2023 11:28 AM
To: [redacted]
Cc: [redacted]
Subject: [redacted] 委託(令和５年度４月分)の支払い遅延に関して

東京都環境局[redacted]様

[redacted]です。

[redacted]委託(令和５年度４月分)』についてですが、本日6/16

11:00時点で未払いであることを確認いたしました。

請書で適法な支払請求書を提出した日から30日以内と記載があり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律にも抵触しております。

6/15からの[redacted]様のメールは、東京都側の支払ミスを隠蔽するための行為と判断いたしました。

東京都のコンプライアンス窓口および東京都環境局長に通知いたします。

よろしくお願いいたします。

[redacted]

On 2023/06/16 10:41, [redacted]@member.metro.tokyo.jp> wrote:

[redacted]

お世話になっております。

東京都環境局の[redacted]です。

書類の確認につきまして、時間がかかってしまい、大変申し訳ありませんでした。

また、担当者の変更が続いた点も、こちらの都合でご不便をおかけしてしまいまして、失礼いたしました。

書類の日付についてですが、委託内容は、４月１日から４月３０日までとなっており、

その間に過不足なく委託業務を行っていただいたことを報告いただき、

それを書類上で確認してから支払いの手続きをする流れとなっております。

そのため、日付に関しては依頼させていただいているとおり修正していただく必要があります。